

# 兵庫県公報

平成31年2月5日 火曜日 第3077号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び休止の届出（同）	3
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	6
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（県立教育研修所）	17
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	18

## 告 示

### 兵庫県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
芦屋セントマリア病院	芦屋市朝日ヶ丘町8-22	平成30年12月1日

吉田小児科医院	たつの市龍野町富永770—30	同
あくら薬局	宝塚市安倉南4—37—3	同
やまて薬局プラス	同 市中山寺2—8—15 リヒテール中山1階	平成31年1月1日
さくらい歯科	川西市多田桜木1—4—1	平成30年11月14日
アイン薬局ベルフローラ川西店	同 市小花1—1—10	同 年12月1日
プリズム薬局小戸店	同 市小戸1—5—5	平成31年1月7日
光都デンタルクリニック	赤穂郡上郡町光都2—23—1	平成30年12月1日



**兵庫県告示第88号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
聖徳園訪問看護ステーション	芦屋市朝日ヶ丘町6—9	所在地
黒田内科クリニック	赤穂郡上郡駅前95	住所表示

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
ミスズ調剤薬局	伊丹市美鈴町4—1
松本医院	加古川市別府町新野辺北町2—62
たなかペインクリニック	同 市加古川町寺家町303 ニッケパークタウンクリニックモジュール加古川3階
たなか歯科クリニック	たつの市龍野町富永878—1
岡歯科医院	川西市清和台西3—2—125
よしの歯科クリニック	同 市久代4—2—10
三木内科クリニック	加古郡稲美町中一色青の井825—1



**兵庫県告示第89号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

辞退の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
高田歯科	宍粟市山崎町鹿沢133-2



**兵庫県告示第90号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
医療法人社団星晶会あおい病院	伊丹市荒牧6-14-2	医療法人社団星晶会	伊丹市桜ヶ丘1-30-23	平成31年1月9日
医療法人社団星晶会いたみバラ診療所	同 市荒牧6-16-2	同 上	同 上	同
あつみ歯科医院	同 市荒牧南2-2-39	厚 味 繁	伊丹市荒牧南2-2-39	平成31年1月16日
居宅介護支援事業所天河草子	川辺郡猪名川町伏見台1-1-70	社会福祉法人あかね	尼崎市神田北通1-2	平成30年8月1日
小規模多機能型居宅介護事業所和楽の郷	篠山市本郷108-2	医療法人社団紀洋会	篠山市東吹1015-1	平成31年1月1日



**兵庫県告示第91号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び休止の届出があった。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
芦屋市東山手地域包括支援センター	芦屋市朝日ヶ丘町6-9	社会福祉法人聖徳園	大阪府枚方市香里ヶ丘4-17-1	所在地
聖徳園訪問看護ステーション	同 上	同 上	同 上	同 上
あしや聖徳園ホームヘルパーステーション	同 上	同 上	同 上	同 上

あしや聖徳園介護支援センター	同 上	同 上	同 上	同 上
桜丘ヘルパーステーション	西脇市黒田庄町田高313—126	社会医療法人社団正峰会	西脇市黒田庄町田高313—126	同 上
桜丘夜間対応ヘルパーステーション	同 上	同 上	同 上	同 上
桜丘あんしんケアコールセンター	同 上	同 上	同 上	同 上

2 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
エルケア株式会社エルケア川西ケアセンター	川西市寺畑1—11—12—1	エルケア株式会社	大阪市北区中崎西2—4—12 梅田センタービル25階



**兵庫県告示第92号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
洲本市中川原町厚浜字水ノ大師ノ上534の2（次の図に示す部分に限る。）字名手535の1・535の1・535の2合併11・535の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）字竹谷544の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第93号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成31年1月28日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市小松町二丁目地内



**兵庫県告示第94号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成31年2月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市神園町外



**兵庫県告示第95号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年2月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年2月5日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 赤 穂 佐 伯 線	赤穂市木津字下河原83番から 同 市木津字下河原99番2まで	旧	6.0から 7.0まで	174.0	
		新	6.0から 10.0まで	174.0	



**兵庫県告示第96号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
大 谷	美 方 郡	香 美 町	香 住 区 大 谷	寺 山	674番の一部、674番1、674番2の一部、674番3、674番4の一部、674番5、674番6から674番8までの各一部、676番の一部、674番から676番に至る地先の水路敷の一部
				殿 谷	677番1の一部、677番2の一部、678番の一部、677番1地先の水路敷の一部
				西 側	216番から218番までの各一部、223番の一部、224番、225番、226番の一部、216番から217番に至る地先の畦畔の一部、216番から225番に至る地先の水路敷の一部、223番から224番に至る地先の水路敷の一部
				寺 山 通	238番1の一部、238番2の一部、239番、240番の一部、241番の一部、244番の一部、245

				中 通	番、246番の一部、247番の一部、250番の一部、251番の一部、240番から246番に至る地先の道路敷の一部、250番から251番に至る地先の道路敷の一部、239番から251番に至る地先の水路敷の一部、246番から247番に至る地先の水路敷の一部 127番7の一部
--	--	--	--	-----	---

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月日
農業	A295407	平成31年8月1日	多可町	北播磨県民局	平成30年12月30日



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
18	小野市葉多町字丸山ノ下92番2ほか	379.24	宅地ほか
19	西宮市鳴尾浜三丁目7番3ほか	4,306.81	宅地
20	淡路市郡家字清水649番ほか	9,258.66	学校用地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者

- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成31年2月5日（火）から同月26日（火）まで（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号18  
ア 場所  
小野市片山町1034-1  
県立小野工業高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成31年2月28日（木）午後1時30分から
- (2) 物件番号19  
ア 場所  
神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成31年3月1日（金）午後2時30分から
- (3) 物件番号20  
ア 場所  
淡路市富島171-2  
県立淡路高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）  
イ 日時  
平成31年2月27日（水）午後1時30分から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。  
(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
  - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
  - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
阿万東町(2) I-2 (125040288)	南あわじ市阿万東町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
灘仁頃 I-2 (125040289)	南あわじ市灘仁頃（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
灘仁頃(2) I-2 (125040290)	南あわじ市灘仁頃（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成31年2月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、北阿万市民交流センター、阿万市民交流センター及び灘市民交流センター

4 意見書に関する事項

- (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
- (3) 提出期限  
平成31年2月27日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月7日（火）までに、



3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

阿万東町(2) I (125040148)の項中別図148、灘仁頃 I (125040217)の項中別図217、灘仁頃(2) I (125040218)の項中別図218を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年2月13日（水）から同月27日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、北阿万市民交流センター、阿万市民交流センター及び灘市民交流センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成31年2月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月7日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
潮美台 I (125040122)	南あわじ市北阿万筒井（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
潮美台(1) III (125040123)	南あわじ市北阿万筒井（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

潮美台(2)Ⅲ (125040124)	南あわじ市北阿万筒井(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
稲田南Ⅰ (125040125)	南あわじ市北阿万新田北(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
伊賀野Ⅰ (125040126)	南あわじ市北阿万伊賀野(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
筒井Ⅱ (125040127)	南あわじ市北阿万筒井(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
伊賀野Ⅱ (125040129)	南あわじ市北阿万伊賀野(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
筒井(1)Ⅲ (125040131)	南あわじ市北阿万筒井(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
筒井(2)Ⅲ (125040132)	南あわじ市北阿万筒井(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
稲田南Ⅲ (125040133)	南あわじ市北阿万新田北(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
阿万塩屋(2)Ⅰ (125040134)	南あわじ市阿万佐野(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
阿万塩屋(3)Ⅰ (125040135)	南あわじ市阿万佐野(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
阿万塩屋(4)Ⅰ (125040136)	南あわじ市阿万佐野(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
阿万田尻(1)Ⅰ (125040137)	南あわじ市阿万吹上町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上町Ⅰ (125040141)	南あわじ市阿万上町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
下町Ⅰ (125040142)	南あわじ市阿万上町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
阿万上町Ⅰ (125040143)	南あわじ市阿万上町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
阿万中西Ⅰ (125040144)	南あわじ市阿万中西(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
阿万新川(1)Ⅰ (125040145)	南あわじ市阿万西町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
阿万東町(2)Ⅰ (125040148)	南あわじ市阿万東町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
阿万丸田Ⅰ (125040149)	南あわじ市阿万丸田(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
丸田Ⅰ (125040151)	南あわじ市阿万丸田(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

阿万東町(5)Ⅰ (125040154)	南あわじ市阿万東町(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
阿万塩屋(1)Ⅱ (125040155)	南あわじ市阿万佐野(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
阿万塩屋(2)Ⅱ (125040156)	南あわじ市阿万佐野(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
阿万塩屋(3)Ⅱ (125040157)	南あわじ市阿万佐野(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
阿万塩屋(4)Ⅱ (125040158)	南あわじ市阿万吹上町(別図 27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
阿万吹上町(1)Ⅱ (125040159)	南あわじ市阿万吹上町(別図 28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
阿万上町(1)Ⅱ (125040162)	南あわじ市阿万上町(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
阿万上町(3)Ⅱ (125040164)	南あわじ市阿万上町(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
阿万上町(4)Ⅱ (125040165)	南あわじ市阿万上町(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
阿万上町(5)Ⅱ (125040166)	南あわじ市阿万下町(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
阿万上町(6)Ⅱ (125040167)	南あわじ市阿万上町(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
阿万上町(7)Ⅱ (125040168)	南あわじ市阿万上町(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
阿万上町(8)Ⅱ (125040169)	南あわじ市阿万上町(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
阿万上町(9)Ⅱ (125040170)	南あわじ市阿万上町(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
阿万上町(10)Ⅱ (125040171)	南あわじ市阿万上町(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
阿万上町(11)Ⅱ (125040172)	南あわじ市阿万上町(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
阿万新川Ⅱ (125040173)	南あわじ市阿万下町(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
阿万東町(1)Ⅱ (125040174)	南あわじ市阿万東町(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
阿万東町(2)Ⅱ (125040175)	南あわじ市阿万東町(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
阿万丸田Ⅱ (125040176)	南あわじ市阿万丸田(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり

阿万東町(3)Ⅱ (125040177)	南あわじ市阿万東町(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
阿万東町(4)Ⅱ (125040178)	南あわじ市阿万東町(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
阿万東町(5)Ⅱ (125040179)	南あわじ市阿万東町(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
阿万東町(6)Ⅱ (125040180)	南あわじ市阿万東町(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
阿万東町(7)Ⅱ (125040181)	南あわじ市阿万東町(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
阿万東町(8)Ⅱ (125040182)	南あわじ市阿万東町(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
阿万東町(9)Ⅱ (125040183)	南あわじ市阿万東町(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
阿万東町(10)Ⅱ (125040184)	南あわじ市阿万東町(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
阿万東町(11)Ⅱ (125040185)	南あわじ市阿万東町(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
阿万東町(12)Ⅱ (125040186)	南あわじ市阿万東町(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
阿万東町(13)Ⅱ (125040187)	南あわじ市阿万東町(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
阿万東町(14)Ⅱ (125040188)	南あわじ市阿万東町(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
阿万東町(15)Ⅱ (125040189)	南あわじ市阿万東町(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
阿万塩屋(1)Ⅲ (125040190)	南あわじ市阿万佐野(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
阿万塩屋(2)Ⅲ (125040191)	南あわじ市阿万吹上町(別図 57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
吹上町Ⅲ (125040192)	南あわじ市阿万吹上町(別図 58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
阿万塩屋(3)Ⅲ (125040193)	南あわじ市阿万吹上町(別図 59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
阿万上町(1)Ⅲ (125040194)	南あわじ市阿万上町(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
阿万上町(2)Ⅲ (125040195)	南あわじ市阿万上町(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
阿万上町(3)Ⅲ (125040196)	南あわじ市阿万上町(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり

阿万上町(4)Ⅲ (125040197)	南あわじ市阿万上町(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
阿万上町(5)Ⅲ (125040198)	南あわじ市阿万上町(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
阿万上町(7)Ⅲ (125040200)	南あわじ市阿万上町(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
阿万上町(8)Ⅲ (125040201)	南あわじ市阿万上町(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
阿万上町(9)Ⅲ (125040202)	南あわじ市阿万上町(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
阿万上町(10)Ⅲ (125040203)	南あわじ市阿万上町(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
阿万上町(11)Ⅲ (125040204)	南あわじ市阿万上町(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
阿万上町(12)Ⅲ (125040205)	南あわじ市阿万上町(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
阿万中西Ⅲ (125040207)	南あわじ市阿万中西(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
阿万東町(2)Ⅲ (125040209)	南あわじ市阿万東町(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
阿万東町(3)Ⅲ (125040210)	南あわじ市阿万東町(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
阿万東町(4)Ⅲ (125040211)	南あわじ市阿万東町(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
阿万東町(5)Ⅲ (125040212)	南あわじ市阿万東町(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
阿万東町(7)Ⅲ (125040214)	南あわじ市阿万東町(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
阿万東町(8)Ⅲ (125040215)	南あわじ市阿万東町(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
灘仁頃Ⅰ (125040217)	南あわじ市灘仁頃(別図78の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
灘仁頃(2)Ⅰ (125040218)	南あわじ市灘仁頃(別図79の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
灘地野(1)Ⅰ (125040219)	南あわじ市灘地野(別図80の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
灘地野(2)Ⅰ (125040220)	南あわじ市灘地野(別図81の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
大川Ⅰ (125040221)	南あわじ市灘土生(別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり

土生(2) I (125040222)	南あわじ市灘土生(別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
土生 I (125040223)	南あわじ市灘土生(別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
円実 I (125040225)	南あわじ市灘円実(別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
油谷 I (125040226)	南あわじ市灘弘川(別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
油谷(3) I (125040228)	南あわじ市灘弘川(別図87の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
山本 I (125040230)	南あわじ市灘山本(別図88の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
灘山本(2) I (125040231)	南あわじ市灘山本(別図89の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
灘山本 I (125040232)	南あわじ市灘山本(別図90の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
吉野 I (125040233)	南あわじ市灘吉野(別図91の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
吉野(2) I (125040234)	南あわじ市灘吉野(別図92の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
灘惣川(1) I (125040235)	南あわじ市灘惣川(別図93の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
黒岩 I (125040237)	南あわじ市灘黒岩(別図94の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
黒岩(2) I (125040238)	南あわじ市灘黒岩(別図95の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
灘倉川 I (125040240)	南あわじ市灘黒岩(別図96の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
白崎(2) I (125040241)	南あわじ市灘白崎(別図97の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
白崎(3) I (125040242)	南あわじ市灘白崎(別図98の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
来川 I (125040244)	南あわじ市灘来川(別図99の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
灘地野 II (125040246)	南あわじ市灘大川(別図100 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
灘大川(1) II (125040247)	南あわじ市灘土生(別図101 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
灘大川(2) II (125040248)	南あわじ市灘土生(別図102 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり

灘大川(3)Ⅱ (125040249)	南あわじ市灘土生(別図103 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
土生Ⅱ (125040250)	南あわじ市灘田実(別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
灘払川(1)Ⅱ (125040251)	南あわじ市灘払川(別図105 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
灘払川(2)Ⅱ (125040252)	南あわじ市灘払川(別図106 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
払川Ⅱ (125040254)	南あわじ市灘払川(別図107 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
灘払川(4)Ⅱ (125040255)	南あわじ市灘払川(別図108 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
灘払川(5)Ⅱ (125040256)	南あわじ市灘払川(別図109 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
灘城方Ⅱ (125040258)	南あわじ市灘城方(別図110 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
灘山本(1)Ⅱ (125040259)	南あわじ市灘城方(別図111 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
灘吉野(2)Ⅱ (125040262)	南あわじ市灘吉野(別図112 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
灘吉野(3)Ⅱ (125040263)	南あわじ市灘吉野(別図113 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
灘惣川(1)Ⅱ (125040264)	南あわじ市灘惣川(別図114 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
灘黒岩(1)Ⅱ (125040266)	南あわじ市灘黒岩(別図115 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
灘黒岩(2)Ⅱ (125040267)	南あわじ市灘黒岩(別図116 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
灘白崎Ⅱ (125040268)	南あわじ市灘白崎(別図117 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
来川Ⅱ (125040269)	南あわじ市灘来川(別図118 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
灘山本Ⅲ (125040271)	南あわじ市灘山本(別図119 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
灘吉野Ⅲ (125040272)	南あわじ市灘吉野(別図120 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
寺岡Ⅰ (225040023)	南あわじ市阿万佐野(別図 121のとおり)	土石流	別図121のとおり
稲田川Ⅰ (225040031)	南あわじ市北阿万稲田南(別 図122のとおり)	土石流	別図122のとおり

稲田川右支Ⅱ (225040034)	南あわじ市北阿万稲田南(別 図123のとおり)	土石流	別図123のとおり
伊賀野南谷Ⅱ (225040037)	南あわじ市北阿万伊賀野(別 図124のとおり)	土石流	別図124のとおり
本庄奥谷Ⅱ (225040038)	南あわじ市阿万上町(別図 125のとおり)	土石流	別図125のとおり
東町北谷Ⅱ (225040039)	南あわじ市阿万東町(別図 126のとおり)	土石流	別図126のとおり
丸田川Ⅱ (225040042)	南あわじ市阿万丸田(別図 127のとおり)	土石流	別図127のとおり
大川左支溪Ⅱ (225040046)	南あわじ市灘土生(別図128 のとおり)	土石流	別図128のとおり
油谷Ⅱ (225040047)	南あわじ市灘弘川(別図129 のとおり)	土石流	別図129のとおり
姫野郷川Ⅱ (225040049)	南あわじ市灘黒岩(別図130 のとおり)	土石流	別図130のとおり

(別図1から別図130までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年2月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、南あわじ市役所、北阿万市民交流センター、阿万市民交流センター及び灘市民交流センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成31年2月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31(2019)年5月7日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年2月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町大中三丁目210番1、214番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家2242番地  
株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三宅 忠

3 許可年月日及び許可番号



平成30年8月22日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－15号（30播磨）

## 教 育 委 員 会 公 告

### 入札公告

平成31年度月刊「兵庫教育」配送等業務の調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年2月5日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 清瀬 欣之

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
平成31年度月刊「兵庫教育」配送等業務
- (2) 調達物品等の仕様等  
調達物品等に関し、契約担当者が入札説明書等で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間  
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (4) 入札方法  
上記(1)の物品等について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 3 入札参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒673-1421 加東市山国2006—107  
兵庫県立教育研修所総務課 担当 梅田  
電話（0795）42—3100 F A X（0795）42—5393
- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成31年2月6日（水）から同月27日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成31年3月20日（水）午前11時 兵庫県立教育研修所
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による

信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年3月19日（火）午後5時までに前記3(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年3月18日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札参加者に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年3月31日（日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

### 警 察 本 部 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年2月5日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西川直哉

## 1 調達内容

- (1) 件名  
兵庫県自動車運転免許試験場庁舎ほか4箇所清掃委託
- (2) 契約期間  
平成31年4月1日(月)から平成34年3月31日(木)まで
- (3) 履行場所及び仕様  
契約担当者が示す仕様書のとおり
- (4) 入札方法  
上記(1)の業務委託について総価により入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 水野  
電話(078)341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成31年2月5日(火)から同月21日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成31年3月15日(金)午前11時15分 兵庫県警察本部6階603会議室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年3月14日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年3月14日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に

代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成31年2月21日（木）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成31年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の3年間の総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約に関する条件

この契約については、平成31年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoya Nishikawa, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature of the services to be required:

Cleaning services for Hyogo Prefectural Driver's License Examination Office and the other four places

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 through March 31, 2022

(4) Fulfillment place:

Hyogo Prefectural Driver's License Examination Office and the other four places

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 February 21, 2019

- (6) Deadline for tender:

17:00 March 14, 2019 by mail

11:15 March 15, 2019 by direct delivery

- (7) Person to contact concerning the notice:

Ayako Mizuno, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2253